障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所指定基準

令和７年６月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課　事業支援グループ

目次

■指定基準

1	居宅介護	……	P 3
2	重度訪問介護	……	P 4
3	同行援護	……	P 6
4	行動援護	……	P 7
5	療養介護	……	P 8
6	生活介護	……	P 10
7	短期入所	……	P 12
8	重度障害者等包括支援	……	P 14
9	自立訓練（機能訓練）	……	P 15
10	自立訓練（生活訓練）	……	P 17
11	就労移行支援	……	P 19
12	就労継続支援A型	……	P 21
13	就労継続支援B型	……	P 23
14	就労定着支援	……	P 25
15	就労選択支援	……	P 26
16-①	共同生活援助（介護サービス包括型）	……	P 28
16-②	共同生活援助（日中サービス支援型）	……	P 30
16-③	共同生活援助（外部サービス利用型）	……	P 32
17	自立生活援助	……	P 34
18	多機能型	……	P 35
19	共生型サービス		P 37

■参考資料

参考資料1　用語の定義	……	P 38
参考資料2　常勤換算について	……	P 39
参考資料3　サービス管理責任者の実務経験要件	……	P 40
参考資料4　訪問系サービスの主な資格要件	……	P 42

指定の根拠となる条例

指定障害福祉サービスの指定基準
　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
　（平成25年神奈川県条例第9号）

障害福祉サービスの最低基準
　障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
　（平成25年神奈川県条例第11号）

居宅介護

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
② サービス提供責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 常勤の従事者であって、専ら指定居宅介護の職務に従事するものであること。 □ 事業の規模に応じて１人以上配置すること。配置基準は次のいずれかに該当する員数。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ② 当該事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上 □ 上記①、②又は③に基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）以上とする。 □ 常勤換算方法によることとする事業所については、 上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置する。 上記①、②又は③に基づき6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 □ サービス提供責任者として配置できる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）の2分の１以上に達している者でなければならない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 □ 指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

重度訪問介護

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
② サービス提供責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 常勤の従事者であって、専ら指定重度訪問介護の職務に従事するものであること。 □ 事業の規模に応じて１人以上配置すること。配置基準は次のいずれかに該当する員数。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が1000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ② 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 □ 上記①、②又は③に基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で当該事業所の月間の延べサービス提供時間を1000で除して得られた数（小数点第1位に切り上げた数）、従業者の数を20で除した数又は利用者の数を10で除して得られた数（小数点第1位に切り上げた数）以上とする。 □ 常勤換算方法によることとする事業所については、 上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置する。 上記①、②又は③に基づき6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 □ サービス提供責任者として配置できる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）の2分の1以上に達している者でなければならない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定重度訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 □ 指定重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（注）居宅介護の基準が準用される。

（3） その他

指定居宅介護事業所の重度訪問介護の指定に関する特例	□ 指定居宅介護の事業者であって、指定重度訪問介護の指定基準を満たすものについては、指定重度訪問介護の指定を受けたものとする。ただし、事業者が特段の申出をしたときは、この限りではない。 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の７第２項）

同行援護

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
② サービス提供責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 常勤の従事者であって、専ら指定同行援護の職務に従事するものであること。 □ 事業の規模に応じて１人以上配置すること。配置基準は次のいずれかに該当する員数。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ② 当該事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上 □ 上記①、②又は③に基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）以上とする。 □ 常勤換算方法によることとする事業所については、 上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置する。 上記①、②又は③に基づき6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 □ サービス提供責任者として配置できる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）の2分の１以上に達している者でなければならない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定同行援護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 □ 指定同行援護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

行動援護

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
② サービス提供責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 常勤の従事者であって、専ら指定行動援護の職務に従事するものであること。 □ 事業の規模に応じて１人以上配置すること。配置基準は次のいずれかに該当する員数。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ② 当該事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上 □ 上記①、②又は③に基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数（小数点第１位に切り上げた数）以上とする。 □ 常勤換算方法によることとする事業所については、 上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置する。 上記①、②又は③に基づき6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 □ サービス提供責任者として配置できる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）の2分の１以上に達している者でなければならない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 □ 指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

療養介護

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 医師　健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第４項第１号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上。 □ 看護職員 （看護師、准看護師、看護補助者をいう） 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 生活支援員 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を４で除した数以上。 ＊ただし、看護職員が常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上置かれている療養介護事業所の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を２で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。 □ 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。 □ 従業者（医師、看護職員を除く）は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 療養介護の単位 療養介護であってその提供が同時に複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。利用定員は20人以上とする。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　１以上。 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごと に1を加えて得た数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ １人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 医師であること。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ 療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の職務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　20人以上
② 設備に関する基準	（構造設備） □ 療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備 □ 多目的室その他の運営上必要な設備。 □ これらの設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

生活介護

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 医師　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り医師を配置しない取扱いとすることができる。（医師未配置減算あり） □ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（1）から（3）までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに掲げる数とする。 （1）障害支援区分の平均値が4未満　利用者の数を6で除した数以上 （2）障害支援区分の平均値が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上 （3）障害支援区分の平均値が5以上　利用者の数を3で除した数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数 □ 看護職員　生活介護の単位ごとに、1以上。 □ 生活支援員　生活介護の単位ごとに、1以上。 □ 理学療法士又は作業療法士　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、当該訓練を行うのに必要な数。 □ 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合には、これらの者に代えて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 □ 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 生活介護の単位 生活介護であってその提供が同時に複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。利用定員は20人以上とする。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　1以上 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数 □ 1人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の職務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

④ 従たる事業所	□ 生活介護事業者は、生活介護事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営する事業所（従たる事業所）を設置することができる。 □ 従たる事業所の利用定員は6人以上とする。 □ 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　20人以上 □ 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域の場合は10人以上とすることができる。
② 設備及び備品	（構造設備） □ 生活介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備。 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 □ これらの設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

短期入所

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ （併設型） 指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う併設事業所を設置する場合（併設型）におくべき生活支援員等の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、定める数とする **ア** 障害者支援施設、障害児入所施設が設置する場合 当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上。 **イ** 指定宿泊型自立訓練(生活訓練)、指定共同生活援助事業者が設置する場 本体施設のサービス提供時間･･･当該併設型事業所の利用者の数の合計数を、上記サービスの利用者の数とみなした場合において、上記サービス事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 指定短期入所の事業を行う時間帯であって、前記に掲げる時間以外の時間･･･ （1）当該日の利用者の数が6以下　　1以上 （2）当該日の利用者の数が7以上　　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 □ （空床型） 入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合（空床型）におくべき生活支援員等の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、定める数とする。 **ア** 障害者支援施設、障害児入所施設が行う場合 当該施設入所者数及び当該指定短期入所利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上。 **イ** 指定宿泊型自立訓練(生活訓練)、指定共同生活援助事業者が行う場合 当該施設のサービス提供時間･･･当該空床型事業所の利用者の数の合計数を、上記サービスの利用者の数とみなした場合において、上記サービス事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 指定短期入所の事業を行う時間帯であって、前記に掲げる時間以外の時間･･･ （1）当該日の利用者の数が6以下　　1以上 （2）当該日の利用者の数が7以上　　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 □ （単独型） 併設事業所又は空床利用型事業所以外の短期入所事業所（単独型）におくべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、定める数とする。

	ア 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、指定障害児通所支援事業所が行う場合 上記サービスの提供時間･･･当該単独型事業所の利用者の数の合計数を、上記サービスの利用者の数とみなした場合において、上記サービス事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 上記サービス事業者等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、前記に掲げる時間以外の時間･･･ （1）当該日の利用者の数が6以下　　1以上 （2）当該日の利用者の数が7以上　　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 イ 上記アのサービス以外で行われる単独型事業所において短期入所の事業を行う場合においては、 （1）当該日の利用者の数が6以下　1以上 （2）当該日の利用者の数が7以上　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
② 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 指定短期入所事業所は併設事業所又は併設本体施設の居室であって全部、または一部が入所者に利用されていない居室を用いなければならない。 □ （併設型） 併設事業所にあっては、併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く）を指定短期入所事業の用に供することができる。 □ （空床型） 入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（空床型）は、当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。 □ （単独型） 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。 □ 居室　・1の居室の定員は、4人以下とすること ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること ・寝台又はこれに代わる設備を設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること □ 食堂　・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること □ 浴室　・利用者の特性に応じたものであること □ 洗面所　・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること □ 便所　・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること

重度障害者等包括支援

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。
② サービス提供責任者	□ 重度障害者等包括支援におけるサービス提供責任者は次の各号のいずれにも該当する者とする。（平成18年９月29日厚生労働省告示第547号） 一　相談支援専門員であること。 二　重度障害者等包括支援の利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ １以上置かなければならない。 □ １人以上は、常勤の者でなければならない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定重度障害者等包括支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 □ 指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

自立訓練（機能訓練）

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 事業所又は指定単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 ＊看護職員とは、保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。 □ 看護職員　１以上 □ 理学療法士又は作業療法士　１以上 □ 生活支援員　１以上 □ 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合には、これらの者に代えて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 □ 看護職員のうち１人以上は常勤であること。 □ 生活支援員のうち１人以上は常勤であること。 （訪問による自立訓練（機能訓練）） □ 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）を提供する場合は上記の員数の従業員に加え、訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１以上おくこと。 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　　１人以上 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。 □ １人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

④ 従たる事業所	□ 自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営する事業所（従たる事業所）を設置することができる。 □ 従たる事業所の利用定員は6人以上とする。 □ 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　20人以上 □ 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域の場合は10人以上とすることができる。
② 設備及び備品	（構造設備） □ 自立訓練（機能訓練）事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 自立訓練（機能訓練）事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（機能訓練）事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

自立訓練（生活訓練）

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 生活支援員(健康上の管理などの必要がある利用者がいるため看護職員を置いている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数） 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上 ア イに掲げる利用者以外の利用者 イ 宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。）の利用者 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、事業所ごとに1以上 □ 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。 □ （訪問による自立訓練（生活訓練）） 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、上記の員数の従業者に加え、訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1以上おくこと。 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下 1人以上 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上利用者の数が61人以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。 □ 1人以上は常勤の者であること。（宿泊型自立訓練は除く） □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
④従たる事業所	□ 自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営する事業所（従たる事業所）を設置することができる。 □ 利用定員 宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）は6人以上 宿泊型自立訓練は10人以上 □ 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　20人以上 □ 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域の場合は10人以上とすることができる。 □ 宿泊型自立訓練を併せて行う場合 宿泊型自立訓練　10人以上 宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）　20人以上
② 設備及び備品	（構造設備） □ 自立訓練（生活訓練）事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 自立訓練（生活訓練）事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 （宿泊型自立訓練を行う場合） □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室　居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 浴室　利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練（生活訓練）事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）または準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。

就労移行支援

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 職業指導員　事業所ごとに、1以上 □ 生活支援員　事業所ごとに、1以上 □ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 □ 就労支援員　常勤換算方法で、前年の利用者の数を15で除した数以上 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 ※ あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所）の従業者の員数 □ 職業指導員及び生活支援員の総数 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 職業指導員　事業所ごとに、1以上 □ 生活支援員　事業所ごとに、1以上 □ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　1人以上 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。 □ 1人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の職務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

④従たる事業所	□ 就労移行支援事業者は、就労移行支援事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営する事業所（従たる事業所）を設置することができる。 □ 従たる事業所の利用定員は6人以上とする。 □ 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　10人以上 □ 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域の場合は10人以上とすることができる。
②設備及び備品	（構造設備） □ 就労移行支援事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 就労移行支援事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労移行支援事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 □ これらの設備は、専ら当該就労移行支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 ※ 認定就労移行支援事業所の設備 □ 上記の設備の基準にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること。

就労継続支援A型

（就労継続支援A型の実施主体）
・就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行うものでなければならない。

・就労継続支援A型を行う者は障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社（特例子会社）以外の者でなければならない。

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 職業指導員及び生活支援員 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 職業指導員　事業所ごとに、1以上。 □ 生活支援員　事業所ごとに、1以上。 □ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　1人以上 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。 □ 1人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者 若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者 又は企業経営の実績を有する者 又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の職務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
④ 従たる事業所	□ 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営する事業所（従たる事業所）を設置することができる。 □ 従たる事業所の利用定員は10人以上とする。 □ 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　10人以上 □ 雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。 □ 雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50または９人を超えてはならない。
② 設備及び備品	（構造設備） □ 就労継続支援A型事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 就労継続支援A型事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 （原則１人あたり3㎡以上） 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備。 □ ことができる。 □ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 □ これらの設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

（3） その他

① 利用者及び職員以外の者の雇用	□ 利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 一　利用定員が10人以上20人以下　　利用定員に100分の50を乗じて得た… 二　利用定員が21人以上30人以下　　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 三　利用定員が31人以上　　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

就労継続支援B型

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 職業指導員及び生活支援員 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 職業指導員　事業所ごとに、1以上 □ 生活支援員　事業所ごとに、1以上 □ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤の者であること。 □ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　1人以上 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数 □ 1人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、就労継続支援B型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援B型事業所の他の職務に従事し、又は当該就労継続支援B型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
④ 従たる事業所	□ 就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営する事業所（従たる事業所）を設置することができる。 □ 従たる事業所の利用定員は10人以上とする。 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。

（2） 設備に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　20人以上 □ 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域の場合は10人以上とすることができる。
② 設備及び備品	（構造設備） □ 就労継続支援B型事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 就労継続支援B型事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援B型事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 （原則１人あたり3㎡以上） 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備。 □ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 □ これらの設備は、専ら当該就労継続支援B型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

就労定着支援

（就労定着支援の実施主体）

・指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等(※)障害福祉サービス事業者でなければならない。

※生活介護等・・・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が60人以下　１以上 利用者の数が61人以上　利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 （指定就労定着支援事業者が（※）生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。） □ １人以上は常勤の者であること。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、指定就労定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労定着支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労定着支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備及び備品に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

就労選択支援

（就労選択支援の実施主体）
・指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者(※)でなければならない。

※都道府県知事が認める事業者・・・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 就労選択支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 就労選択支援員は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 □ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修を修了している者であること。 ＊令和9年度末までの経過措置 基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了した者については、就労選択支援員養成研修を修了しなくとも、就労選択支援員の業務に従事できる。 【基礎的研修と同等以上の研修】 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）、訪問型職場適応援助者養成研修、サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）、相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）
② 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、指定就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労選択支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備及び備品に関する基準

① 利用定員	□ 利用定員　　10人以上
② 設備及び備品	（構造設備） □ 就労選択支援事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 （設備の基準） □ 就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労選択支援の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともにそれぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。 （原則１人あたり3㎡以上。なお、併設する就労系障害福祉サービスの運営に支障がない場合は、当該サービスの訓練・作業室の一部を就労選択支援の訓練・作業室として使用することができる） □ 相談室　談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所　利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備（※）。 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 ※その他の運営上必要な設備・・・事務室　個人情報の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じ、鍵付き書庫を備え付けること。 □ これらの設備は、専ら当該就労選択支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

共同生活援助（介護サービス包括型）

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 世話人　　常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。 □ 生活支援員 常勤換算方法で、以下の方法により算定して得た数の合計数以上 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 専ら指定に係る事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 □ 指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合、事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。
② サービス管理責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 利用者の数が30人以下　1以上 利用者の数が31人以上　利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数 □ 専ら指定に係る事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 □ 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識と経験を有する者でなければならない。

（2） 設備に関する基準

設備及び備品	□ 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設及び病院の敷地外にあるようにしなければならない。 □ 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居 共同生活住居の配置、構造及び設備は利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。 □ 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。 □ ただし既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。 □ 共同生活住居は1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流することができる設備により一体的に構成される場所）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない

	□ ユニットの入居定員は2人以上10人以下とする。 □ 居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 □ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上としなければならない。（サテライト型住居も同様） □ 共同生活住居及びサテライト型住居は、主たる事業所から概ね30分程度で移動できる範囲にあること。 □ サテライト型住居の入居定員は1人とし、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 □ サテライト型住居と本体住居の間は、サテライト型住居の利用者が通常の交通手段を利用して概ね20分以内で移動することが可能な距離であること。 □ マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居と捉える。

（3） 特例

設備に関する特例	□ 平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居が満たすべき設備に関する基準については、上記の設備に関する規定にかかわらず、旧指定基準第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 □ 平成18年9月30日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等についての設備の基準は、当分の間は次のとおり。 （1）ユニットの定員「2人以上30人以下」 （2）居室の定員及び居室の床面積　精神障害者福祉ホームB型を除き、適用しない。

共同生活援助（日中サービス支援型）

（日中サービス支援型指定共同生活援助の実施主体）

・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設型事業所、単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 世話人　　常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上。 生活支援員　常勤換算方法で、以下の方法により算定して得た数の合計数以上 区分3に該当する利用者の数を9で除した数 区分4に該当する利用者の数を6で除した数 区分5に該当する利用者の数を4で除した数 区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 専ら指定に係る事業所の職務に専念する者でなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合にはこの限りではない。 □ 夜間支援従業者（※） 共同生活住居ごとに1以上 （※夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。） □ 世話人、生活支援員、夜間支援従事者のうち、1人以上は常勤でなければならない。
② サービス管理責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 利用者の数が30人以下　　1以上 利用者の数が31人以上　利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数 □ 専ら指定に係る事業所の職務に専念する者でなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 □ 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（2） 設備に関する基準

設備及び備品	□ 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設及び病院の敷地外にあるようにしなければならない。 □ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、１以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は４人以上とする。 □ 共同生活住居の配置、構造及び設備は利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。 □ 共同生活住居は、その入居定員を２人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。 □ 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。 □ 共同生活住居は１以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流することができる設備により一体的に構成される場所）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない □ ユニットの入居定員は２人以上10人以下とする。 □ 居室の定員は、１人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 □ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上としなければならない。 □ マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居と捉える。

（3） その他

①介護及び家事等	□ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は常時１人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
②協議会への報告及び協議会からの評価	□ 日中サービス支援型共同生活援助事業所は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年１回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言を聴く機会を設けなければならない。また、報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。 ※ 障害者総合支援法第89条の３第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの

共同生活援助（外部サービス利用型）

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 世話人　　常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。 ただし、平成26年３月31日までに指定を受けた指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算法で、利用者の数を10で除した数以上とする。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 専ら指定に係る事業所の職務に専念する者でなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合にはこの限りではない。
② サービス管理責任者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 利用者の数が30人以下　　１以上 利用者の数が31人以上　利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数 □ 専ら指定に係る事業所の職務に専念する者でなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 □ 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（2） 設備に関する基準

設備及び備品	□ 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設及び病院の敷地外にあるようにしなければならない。 □ 指定共同生活援助事業所は、１以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上とする。 □ 共同生活住居の配置、構造及び設備は利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。 □ 共同生活住居は、その入居定員を２人以上10人以下とする。 □ ただし既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。 □ 共同生活住居は１以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流することができる設備により一体的に構成される場所）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない □ ユニットの入居定員は２人以上10人以下とする。 □ 居室の定員は、１人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

	□ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上としなければならない。（サテライト型住居も同様） □ 共同生活住居及びサテライト型住居は、主たる事業所から概ね30分程度で移動できる範囲にあること。 □ サテライト型住居の入居定員は1人とし、日常生活を営む上で必要な設備を設ける こと。 □ サテライト型住居と本体住居の間は、サテライト型住居の利用者が通常の交通手段を利用して概ね20分以内で移動することが可能な距離であること。 □ マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居と捉える。

（3） 特例

設備に関する特例	□ 平成18年９月30日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居が満たすべき設備に関する基準については、上記の設備に関する規定にかかわらず、旧指定基準第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 □ 平成18年９月30日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等についての設備の基準は、当分の間は次の通り。 （1）ユニットの定員「2人以上30人以下」 （2）居室の定員及び居室の床面積　精神障害者福祉ホームB型を除き、適用しな い。

（4） その他

受託居宅介護サービス	□ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業所と予め契約すること。

自立生活援助

（自立生活援助の実施主体）
　指定自立生活援助事業者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設、一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者でなければならない。

（1） 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、１以上 地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が２５又はその端数を増すごとに1とする。 ＊利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
② サービス管理責任者	□ 利用者の数が30人以下　１以上 利用者の数が31人以上　利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 □ 専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 □ 当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、指定自立生活援助の管理上支障がない場合は、当該自立生活援助事業所の他の職務に従事し、又は当該自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（2） 設備及び備品に関する基準

① 設備及び備品	□ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

多機能型（複数の事業を組み合わせて実施する場合）の特例

多機能型とは	□ 多機能型とは、指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型並びに指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。 □ 多機能型による事業所に係る指定は、多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行う。 □ 事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定が必要。 ＊一体的な運営の判断基準 同一管理者が事業所の管理を行うことの他、事業所の管理運営方法が次のとおりであること ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること ②事務所間で相互支援の態勢があること ③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること ④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること ⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること ⑥事務所間の会計管理が一本化されていること

（1） 利用定員に関する特例

①利用定員に関する特例	□ 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。 ・生活介護　　6人以上 ・自立訓練（機能訓練）　　6人以上 ・就労移行支援（認定就労移行支援事業所を除く）　　6人以上 ・自立訓練（生活訓練）　　6人以上 ただし宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は、 宿泊型自立訓練　10人以上　かつ　自立訓練（生活訓練）　6人以上 ・就労継続支援A型・就労継続支援B型　　10人以上 □ 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを一体的に行う場合には、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 □ 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児につき行う児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

	□ 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込がないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、多機能型事業所の利用定員の合計を10人以上とする。この場合において、地域において障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業所が行う多機能型事業所については、当該多機能型の利用定員を1人以上とすることができる。

（2） 職員の員数等に関する特例

① 従業員の員数等	□ 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上は常勤でなければならない。（ただし管理者、医師及びサービス管理責任者を除く） □ 多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができるとされた多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数に関わらず、1の事業所であるとみなして、当該事業所に置くべき生活支援員の数を、以下の通りとすることができる。この場合において、1人以上は常勤でなければならない。 次の①及び②で算出した数の合計数 ① 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数 ② 就労継続支援B型の利用者の数を10で除した数
② サービス管理責任者の員数の特例	□ 多機能型事業者に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下の通りとする。 （ただし、多機能型障害児通所支援事業所を除く） ① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合　1人以上 ② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合　1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上。

（3） 設備の特例

① 設備及び備品	□ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

共生型サービス

（1） 指定基準

	□ 介護保険法に基づく指定通所介護等の指定を受けた事業者及び児童福祉法に基づく指定児童発達支援等の指定を受けた事業者は、当該指定を受けていることをもって指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービス）の指定を受けることができる。 □ すでに指定を受けている事業所の従業員の員数が、当該事業所が提供するサービスの利用者の数を当該サービスの利用者の数および共生型サービスの利用者の合計数であるとした場合における当該事業所として必要とされる数以上であること。 □ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、共生型として指定を受けようとするサービスについてすでに指定を受けている事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（2） 共生型サービスの種類と共生型サービスの指定を受けられる事業所

①共生型障害福祉サービスの種類	・ 共生型居宅介護（訪問介護） ・ 共生型重度訪問介護（訪問介護） ・ 共生型生活介護（通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、児童発達支援、放課後等デイサービス） ・ 共生型短期入所（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護） ・ 共生型自立訓練【機能訓練・生活訓練】（通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護）
②共生型障害児通所支援の種類	・ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、生活介護）

用語の定義

「常勤換算方法」	当該事業所の従業者の「勤務延べ時間数」を当該事業所において常勤の従業者が従事すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。
「勤務延べ時間数」	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
「常勤」	指定に係る事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする）に達していること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」	原則としてサービスの提供時間帯を通じて指定に係るサービス以外の職務に従事しないことをいう。 この場合のサービス提供時間帯とは当該従業者の当該事業所における勤務時間（生活介護、施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。
「前年度の平均値」	①「前年度の平均値」（従業者の必要員数を算出する際に必要な利用者の数の前年度の平均値）は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。 ②新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、利用定員の90％を利用者数とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者の延べ数を当該６月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者の延べ数を当該１年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の利用者の数の延べ数を当該３月間の開所日数で除して得た数とする。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。
「多機能型」	指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

常勤換算について

常勤換算の計算法

○「常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上」必要とする場合

利用者の数が30人で、基準上、利用者の数を６で除した数以上の員数を必要とする場合。

算定法→　30人　÷　６　＝　５．０
当該法人の常勤従事者が１週間に勤務すべき時間数が40時間の場合、
４０時間　×　５．０　＝　２００時間/週

⇩

当該事業に従事する職員の1週間の勤務時間数の合計が２００時間以上であれば基準を満たす。

○「常勤換算方法で２．５人以上」必要な場合

算定にあたっては、従業者の勤務延べ時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除し、小数点第２位以下を切り捨てること。
例えば、常勤週４０時間勤務の事業者の場合で

従業者Aさん　週30時間勤務
従業者Bさん　週25時間勤務
従業者Cさん　週30時間勤務
従業者Dさん　週40時間勤務
　→ 勤務延べ時間１２５時間/週の場合

１２５時間　÷　４０時間　＝　３．１２５
（小数点第２位以下切捨）　→　３．１人

申請書の付表への入力法

必要人員等について申請書の付表に記載する際には、

例えば、常勤従業者週４０時間勤務の事業者の場合で

従業者Aさん　週30時間勤務　常勤、兼務
従業者Bさん　週25時間勤務　非常勤、兼務
従業者Cさん　週30時間勤務　非常勤、専従
従業者Dさん　週40時間勤務　常勤、専従

Aさんは週40時間勤務する常勤職員だが、他の事業所の職務に週10時間従事している。

勤務延べ時間125時間/週の場合

常勤換算後の員数は　１２５時間　÷　４０時間　＝　３．１２５人
（小数点第２位以下切捨）　→　３．１人

（付表1）

従業者の職種・員数	（単位：人）		居宅介護事業従業者		その他の従業者	
			専従	兼務	専従	兼務
	従業者数	常勤	1	1		
		非常勤	1	1		
	常勤換算後の人数		3.1			
	基準上の必要人数					

記載例

2021年５月修正版

サービス管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

[　　]内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
①相談支援業務	**ア　相談支援事業に従事する者** 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	５年以上
	イ　相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター ・保健所 ・市町村役場	
	ウ　施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	
	エ　就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター	
	オ　特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 特別支援学校	
	カ　保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上に相当する研修修了者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）上記アからオに掲げる業務に１年間以上従事した者	
	キ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・精神障害者地域生活援助 ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・地域就労援助センター ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
②直接支援業務	**ア　施設及び保険医療機関等において介護業務又は訓練等の業務に従事する者** 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所	８年以上
	イ　障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 特例子会社 重度障害者多数雇用事業所	
	ウ　特別支援教育における職業教育の業務に従事する者 特別支援学校	
	エ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に直接支援業務に従事した者	

業務の種類	有資格者の範囲	必要経験年数
③有資格者等	**ア　次のいずれかに該当する者** （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（ホームヘルパー２級（現：介護職員初任者研修）以上に相当する研修を修了した者） （３）保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 （４）児童指導員任用資格者 （５）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	**①＋②の経験が通算で５年以上**
	イ　　国家資格等※１による業務に３年以上従事している者	**①＋②の経験が通算で３年以上**

※１　国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注）　ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

（○:所定単位　△:減算）

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修（旧1級ヘルパー）		○	○	○	○	○ （実務1年）	○ （＋⑩）	○ （実務2年） （※5）	○ （実務5年） （※5）
④居宅介護職員初任者研修課程修了者（旧2級ヘルパー） ⑤介護職員初任者研修課程修了者		○	△ （実務3年）	○	○ （実務3年）	○ （実務1年）	○ （実務3年） （＋⑩）	○ （実務2年） （※5）	○ （実務5年） （※5）
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（旧3級ヘルパー）		○ （減算）	×	○	△ （※4）	○ （実務1年） （減算）	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○ （※1）	×	○	△ （※4）	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者		○ （※2）	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	×	○	○ （＋①～⑤の いずれか）	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者		×	×	×	×	○ （※5）	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者 （強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者）		×	×	○	△ （※4）	×	×	○ （実務1年）	○ （実務3年）
⑬居宅介護等事業従事経験者		○ （減算）	×	○	△ （※4）	○ （実務1年） （減算）	×	○ （実務2年） （※5）	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等		○ （減算） （※3）	×	×	×	○ （実務1年）	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。
※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない）に限る。
※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。
※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。
※5 令和6年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。
※6 ほか、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。